明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働四）　一
〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八
（財務一三～一五、一八、一九）
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同一六）　九
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一七）　一〇
○青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する件　二
（厚生労働三）
○青少年雇用対策基本方針を定める件　三
（同四）
〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等　日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金解散・清算人就任、農業会議組織変更（愛知県）関係　四九
地方公共団体　行旅死亡人関係　五〇
会社その他　五一
会社決算公告

省令

○厚生労働省令第四号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、並びに同法を実施するため、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年一月十四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第二十五条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第十二条」を「第十五条」に、「第十四条及び第二十二条」を「第十七条及び第二十五条」に改め、同条第二項中「第二十二条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十二条とする。

第十四条中「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十三条中「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第十二条第一項中「第十五条第四項」を「第十八条第四項」に、「第十条第二号」を「第十七条第二号」に改め、同条第二項中「第十五条第四項」を「第十八条第四項」に、「第十条」を「第十七条」に改め、同条を第十九条とする。

第十一条中「第十五条第四項」を「第十八条第四項」に改め、同条を第十八条とする。

第十条中「第十五条第四項」を「第十八条第四項」に改め、同条を第十七条とする。

第九条中「第十五条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第十六条とする。

第八条の見出し中「第十五条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条中「第十五条第二項」を「第十八条第一項」に改め、同条第一号イ中「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第七条（見出しを含む。）中「第十五条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第六条（見出しを含む。）中「第十五条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第十三条とする。

第五条中「第二条各号」を「第九条各号」に改め、同条を第十二条とする。

第四条中「第十三条第一項」を「第十六条第一項」に、「第一条」を「第八条」に改め、同条を第十一条とする。

第三条（見出しを含む。）中「第十三条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第二条中「第十二条」を「第十五条」に改め、同条第一号イを次のように改める。

イ　公共職業安定所若しくは職業紹介事業者への学校卒業見込者等求人の申込み又は学校卒業見込者等募集を行っていること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であって、学校若しくは専修学校を卒業した者、公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者又は各種学校若しくは外国の教育施設を卒業した者であって学校若しくは専修学校を卒業した者及び公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者に準ずるものが、当該卒業又は修了の日の属する年度の翌年度以降少なくとも三年間応募できるときに限る。）。